

改正土法の周知・広報

自民党設計議連に要望

内会長は「まずは一般消費者に『事務所登録をしない』という、根幹の事項に関する周知が急がなければならない」と訴え、国に対し

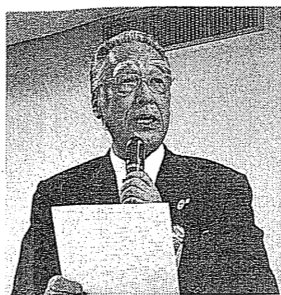
協力を求めた。
議員団は要望内容を聞き入れるとともに「改正法の施行を契機に、より質の高い設計・監理の実施につなげてほしい」報酬規準に準拠した契約など、業務に取り組みやすい環境を整えることが重要「地方自治体や中小・零細企業への周知活動をより一層、加速するべき」などの意見が出された。

日本建築士事務所協会連合会(日事連・大内達史会長)写真、日本建築士会連合会(三井所清典会長)、日本建築家協会(芦原太郎会長)は、25日に開かれた自民党の建築設計議員連盟(額賀福志郎会長)の総会で、国に対して6月に施行予定の改正建築士法に関する周知や広報などへの取り組みを要望した。大内会長は、改正法の実効性を高めるために「設計・監理の依頼主である一般消費者(建築主)に対する周知の徹底が必要不可欠」と前提条件を挙げた。その上で「建築士を対象にした講習会を全国規模で実施しているものの、一般消費者へのきめ細かな周知活動の実施については設計関連団体では限界がある」と問題点を示し、効果的な広報の手法の検討など、国と連携した取り組みの必要性を強調した。

日事連が「より一層の周知が必要」と示した改正内容は、▽書面による契約締結の義務化▽設計止の徹底▽建築士免許証の提示の義務化の4点。

このうち、無登録

業務の禁止については「国土交通省が技術的助言を講じる」として徹底を図る」としている。ただ、大



27. 2. 27
建 通 新 聞